

## 平成 28 年度第 12 回定例教育委員会議事録

- 開会日時 平成 29 年 3 月 24 日（金）午後 2 時 30 分  
○閉会日時 平成 29 年 3 月 24 日（金）午後 4 時 05 分  
○開会場所 美浦村役場 3 階委員会室

○出席委員

教育長 糸賀 正美  
教育長職務代理者 山崎 満男  
委員 小峯 健治  
委員 浅野 千晶  
委員 栗山 秀樹

○出席事務局職員

教育次長 堀越 文恵  
指導室長 田組 順和  
学校教育課長 増尾 利治  
生涯学習課長 埜口 哲雄  
子ども育成室長 藤田 良枝

○傍聴人 1 名

○提出議案及び議決結果

議案番号等	議案名及び内容	可否
議案第 1 号	平成 29 年度美浦村学校評議員の委嘱について	可決
議案第 2 号	平成 29 年度美浦村学校医, 学校歯科医, 学校薬剤師の委嘱について	可決
議案第 3 号	美浦村社会教育指導員の委嘱について	可決
議案第 4 号	美浦村文化財保護審議会委員の委嘱について	可決
議案第 5 号	美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について	可決
議案第 6 号	美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	可決
議案第 7 号	美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について	可決
議案第 8 号	美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設利用者負担等徴収規則の一部を改正する規則について	可決

議案第 9 号	美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則について	可決
議案第 10 号	美浦村子育て支援センター管理及び運営に関する規則について	可決
議案第 11 号	美浦村光と風の丘公園の臨時開園日の制定について	可決
議案第 12 号	美浦村適応指導教室指導員の委嘱について	可決
報告第 1 号	平成 28 年度美浦村一般会計 3 月補正予算について	可決

開会 午後2時00分

次長 それでは改めまして、こんにちは。定例教育委員会ご参集大変ご苦労さまでございます。それでは、平成29年3月定例教育委員会を開会いたします。最初に教育長よりご挨拶申し上げます。

教育長 委員の皆様には、本年度最後となります教育委員会にご出席いただきましてありがとうございます。3月各学校の卒業式がありましたんですが、昨日の保育所の終了式とおかげさまで全ての卒業式関連の行事が終了することができました。ご出席ありがとうございました。また3月の26日の10時から地域交流館みほふれ愛プラザの竣工式が開催されますので、事務局は今日から準備あるいはリハーサルということで準備に余念がないところでありますが、当日はご出席よろしくお願ひしたいと思います。

また、今日は教育委員会の中のその他の項目のところになりますが、来年度の新規事業について今年度中にご報告させていただいて、いろいろご意見いただければと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。私から以上です。

次長 それでは、早速議事に入りたいと思います。進行は教育長よりお願ひいたします。

教育長 それでは本日の会議録署名人を指名いたします。会議規則第17条第2項によりまして、栗山委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

本日の議案につきましては、議案第1号平成29年度美浦村学校評議員の委嘱についてから追加議案の第12号美浦村適応指導教室指導員の委嘱について。報告につきましては報告第1号平成28年度美浦村一般会計予算3月補正予算についてであります。なお、会議は公開としておりますが、教育委員会会議規則第15条の規定によりまして人事に関する事件その他の事件については教育長または委員の発議によりまして出席委員の3分の2以上の多数で議決したときには、これを公開しないことができるとされております。

議案第1号から議案5号及び追加議案第12号につきましては、人事に関する案件及び個人情報が含まれる案件でございますので、これを公開しないことにしたいと思ひますが、ご異議はございませんか。よろしいでしょうか。

教育委員

( 承認 )

教育長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号から議案第5号及び追加議案第12号については非公開といたします。

今回、傍聴の方がいらっしゃいますので、日程を変更いたしまして、議案第6号美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてから、議案第11号及び報告第1号を先に審議し、その後議案第1号から議案第5号及び議案第12号を議題といたします。それでは議事に入ります。まず、議案第6号美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

次長

それでは6号議案美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。その前に差しかえをお願いいたします。お手元に10ページの分、それから資料6号の資料の11枚分の10ページの部分が届いているかと思えます。これにつきましては、今回課・室と記載しておりますが、センターが表の中でもれておりましたので、そこを入れさせていただいております。2月の定例教育委員会で本年4月に美浦村地域交流館みほふれ愛プラザ内に子育て支援センターが開設されるにあたり、教育委員会事務局組織の見直しをして参りたいとお話をさせていただいているところでございますが、この議案につきましては、美浦村地域交流館みほふれ愛プラザ内子育て支援センターの開設に伴う教育委員会事務局組織規則及び生涯学習課組織の一部を改正する規則でございます。10ページをごらんいただきたいと思えます。子育て支援センターは、現在学校教育課、子ども育成室、子育て支援係の担当となっているところでございますが、開設日及び時間の拡大を図り、また新たにより身近に相談できるよう相談体制の充実を図る利用者支援事業を実施してまいりたいと考えておりますことから、今般子育て支援センターの事務を掌握し職員の指揮監督をする責任体制を確立するために、子ども育成室を課に変更し新たな課として、子育て支援課を設置いたしまして業務を進めてまいりたいと考えているところでございます。また、子育て支援センターを含めた地域交流館全体の管理を交流館長が兼務するということになってまいります。次に生涯学習課におきましては、学校図書業務を含めた図書室業務、文化財センターにおいては文化財業務の管

理体制の整備と責任体制の確立を図るための整備をいたしております。具体的には図書室は本年度より管理職課長補佐級職員の配置をしております。文化財センターには平成 29 年度より課長補佐級の文化財センター長を新たに配置していくという改正になっております。以上、事務局組織規則の一部改正についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

教育長 ただいま事務局より説明がありましたが質問ご意見のある方お願いたします。小峯委員お願いたします。

小峯委員 10 ページを差しかえてほしいということで今、1 枚もらったんですがどこが違うんでしょうか。

次長 1 番上の表ですね 「課・室」というところのセンターが抜けてしまったということで、10 ページそれから資料にも、その部分の改正案にセンターをつけ加えさせていただきます。

教育長 よろしいでしょうか。

小峯委員 もう一点よろしいですか。第 9 条表中の次のかぎ括弧が飛んでるんですけど、ぽんぽんと。これは、対照表を見ると変更なしというところなので「に改める」というのが、センター長の下にありますけど、これは何か意図的なものがありますか。

教育長 事務局お願いたします。

次長 9 条の部分ですけれども、室長のみになっていたと思うんですけども、センター長を加えさせていただきますお改訂になっております。

教育長 その他、ご質問ご意見ございましたらお願したいと思ひます。ごさいませんでしたらば質疑を終了したいと思ひます。それでは美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改訂する規則についてを原案通り可決してよろしいでしょうか。

教育委員 ( はい )

ありがとうございます。議案第6号美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することに決しました。次に議案第7号美浦村立幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について及び議案第8号美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設利用者負担等徴収規則の一部を改正する規則については関連性がありますので一括して議題にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

教育委員

( はい )

ありがとうございます。それでは、議案第7号及び議案第8号を一括議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案第7号及び第8号についてご説明いたします。  
今回の改正につきましては、利用者負担額をクレジットによる納入ができるようにするため収納関係の納入に合わせて収納日の統一を行うための改正となっております。幼稚園利用者負担額の納入期限と保育所利用者負担額の納入期限を毎月月末としたとし、12月は25日とするとしたものでありまして、他の村税と同様な表記にしたものであります。これによりまして、納入方法の選択が広がりまして利用者の利便性を図ってまいりたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

教育長

ただいま事務局より説明がありましたが、質問ご意見のある方お願いいたします。小峯委員お願いします。

小峯委員

17ページなんですけど、支払いの通知書、納付書のところの電話番号の下が学校教育課、子育て支援課2つ書いてあるんですけど、その18ページのところで見ると、教育委員会子育て支援課とあるんです。この表記で間違ってますね。

教育長

事務局、お願いいたします。

子ども育成室長

申しわけありません。課の変更になりまして学校教育課の表記が誤っておりますので訂正いたします。ご指摘ありがとうございます。

教育長

様式が間違っていたということで訂正するというのでよろしいですか。



美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則についてを原案どおり可決してよろしいでしょうか。

教育委員

( はい )

教育長

議案第9号美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することに決しました。  
続きまして、議案第10号美浦村子育て支援センター管理及び運営に関する規則についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします

学校教育課長

美浦村子育て支援センター管理及び運営に関する規則につきましては、3月定例議会において承認されました美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例に基づきまして、4月からみほふれ愛センター内で開始される子育て支援センターの管理運営に関する規則を制定するものでございます。内容につきまして主だった箇所を説明させていただきます。子育て支援センターの事業につきましては、規則の第4条にあります。大きく分けると子育て支援事業、ファミリーサポート事業、そして新たに実施します利用者支援事業となっております。第5条から第8条は子育て支援センターの利用方法等が掲げてあります。簡単に流れを申し上げますと、申請があった保護者等の本人確認をして利用者証を発行いたします。利用者は使用する際は利用者証を提示していただきます。利用者証を確認後、セキュリティーカードをお渡し、そのカードを使って支援センター内に入り利用後は返却をしていただくようになります。また、児童のみの預かりを希望する保護者はファミリーサポートセンター事業を利用していただくことになります。子育て支援センターの開館時間は午前9時30分から午後6時までとなります。また援助活動の実施時間は第18条に定めておりますが、午前7時から午後9時までとなりますので、会員の自宅または他の公共施設での実施となります。料金は規則別表2に掲げる料金となっております。現在との変更点は、村内に居住または勤務している方以外の方の利用料金の基準額は協力会員の報酬と報酬の額と同額として、村の負担は発生しない設定をしております。簡単でございますが、美浦村子育て支援センター管理及び運営に関する規則についてご説明いたしました。よろしくお願いたします。

教育長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問ご意見のある方お願いいたします。小峯委員お願いします。

小峯委員 一点だけ教えてもらいたいんですがこのファミリーサポートセンター。これはみほふれ愛プラザの中の2階ですか。それとも、下の奥のところになるのでしょうか。場所がはっきりしなかったものですから教えてください。

教育長 事務局お願いいたします。

子ども育成室長 ではまずファミリーサポートについて説明させていただきます。ファミリーサポートセンターは調整を行う事務を取り扱う認識があります。地域交流館の子育て支援センターの事務室の中でセンター機能を持ちたいと思っております。会員の預かりの場は公共施設預かる方と協力する方の合意のもと公共施設で預かりたいという方に関して、子育て支援センターの利用ができるということで、中の部屋を預かりのお部屋としているお部屋もあります。センター機能は事務室で持つと考えております。事務室および預かりの部屋は1階になります。

教育長 そのほかございますでしょうか。浅野委員お願いします。

浅野委員 42 ページの子育て支援の利用の制限というところですね。6条（1）条例7条第2項（2）条例9条（3）条例第10条が具体的にどんな項目になっているのか教えていただきたいんですけど。

教育長 事務局お願いいたします。

子ども育成室長 美浦村地域交流館条例の第7条の2項にて公の秩序善良の風俗その他公益を害する恐れがあるとき、施設等の損傷をする恐れがあるとき、その他村長が適当でないと認めるときとしております。  
9条に掲げる各行為の許可をしていないものということで、寄付の募集、チラシの配布、火器の使用、その他規則で定める行為となっております。10条は、公の秩序、善良の風俗、公益を妨害する恐れがあること、施設設備等の損傷ということで指定されているもの、あとまた指定された場所以外の場所で喫煙、飲食をすることとして行為の禁止を決めております。以上が利用の制限として加えていまして、その他感染症にかかり、またかかっている疑いがあるものとセンターの制限を加えております。

教育長 よろしいでしょうか。その他ご質問等ございましたらお願いしたいと思  
います。はい、栗山委員お願いします。

栗山委員 2件、お聞きしたいと思います。まず1点目は、このサポート事業の  
利用の流れで実際に事業をスタートした場合の申請から、そちらの施  
設を使えるようになるまでどれぐらいかかるのかということと、2点目  
セキュリティーで47ページに利用者証の記載があるかと思うんですけど  
も、実際こちらを施設に入る時に、呈示するか今日も見せていただい  
たのですが、入るときにIDのような形になって、その出入部分の  
管理を行ったりするのかっていうところで、ちょっと教えていただい  
ければと思います。

教育長 事務局お願いします。

子ども育成室長 今回の質問はファミリーサポートについてと、セキュリティーカードの2  
点ということで、よろしいでしょうか。ファミリーサポートの預かり  
ですけれども、何回かファミリーサポートの会員同士の話し合いも積  
んできまして、事前に面談等を行っていききたいということで、ただし  
預かっただけの方が許せる範囲で事前の範囲はどのぐらいにする  
かといところですけど、やはり予約の部分で事前に面談をして利用を  
つなげたいというところなので、最低でも前日という形はあるん  
ですけども、この中では事前についていうところで示しているのは、や  
はり急に使いたいという方もいらっしゃる場合は、ある程度会員同士  
が許せる範囲での、ご協力いただくと、いう形で進めていきたく  
思っております。

ただ、やはりお子さんを預かる以上、安全性を確保するというこ  
とでは、しっかりと事前ということルール化していきたいと会員の中  
では上がっております。それは運営をしながら、事前の部分等はどの  
程度なのかなど意見がいろいろ出てくると思っていますので、それに伴  
ってまたご相談を供給していきたいと考えている現状になっておりま  
す。

もう一つ、子育て支援センターのセキュリティーカードのこと  
ですが、今地域交流館の入り口は自動ドアで誰でも入れる地域交流館の  
入り口、もう一つが子育て支援センターに入る入り口と二つの入り口が  
あります。子育て支援センターに入る自動ドアは、セキュリティーカ  
ードをかざさないと入れないような施設になっておりまして、その利用

者登録していただくことによって、セキュリティーカードをお渡しして帰りにセキュリティーカードを返却していただくというような管理をしていきたいと考えております。受付で登録をしていただいて、利用者証発行。それに伴ってセキュリティーカードお渡しすると、2回目以降は利用者カードを持ってくるのでスムーズにカードをお渡しできると考えておりますというような管理で進めていきたいと。ただ誰でも中に自由に入出入りできるということでは、子どもの施設であり、危険性がありますのでセキュリティーカードを利用しながら管理をしていきたいと考えております。

教育長 よろしいでしょうか。小峯委員お願いします。

小峯委員 やはり、今に関連して、一つわからない点はですね。要するに、子育て支援センターとファミリーサポートセンターの住み分けといいますかね。子育て支援センターは6時までですよ。でも、ファミリーサポートセンターとして最大9時までは、活動があるわけですよ。この3時間のギャップっていうのが、生まれちゃうのでどこでファミリーサポートセンターってやるのかなというのがちょっと疑問に持ってたところなんです。この3時間のギャップを他の公共施設というような、その他の公共施設とはどこのことを指すのか。この辺について、今の段階である程度まとまっているのか、これから検討していくのか。この点についてお願いします。

教育長 事務局お願いします。

子ども育成室長 今回の利用の状況等も話をさせていただきます。もちろん利用者のお宅にてという方もいらっしゃいます。あとは夜などは、お母さんが体育館を利用する活動の中でその活動中、体育館で一緒に預かり、8時9時までの預かりを実施をしている事例があります。今後、公共施設で地域交流館が6時までなので、その後の時間の預かりは、他の公共施設例えば木原多目的の継続的な利用を公共施設の一つとしての選択として考えております。

また公民館の子供の部屋など公の施設は他の選択肢も考えております。ただ、やはり事務局で一番に考えているのは、特に夜の時間は子どもが安心できて、かつ安全を一番に考えると、利用者協力会員のお宅を考えていただくとかが、相談の中で必要になってくると思います。この事業の最初の発端は利用者協力会員のお宅から発進をしている事

業ですので、まずは基本として子どもが安心して過ごせることを重点にご相談をかけながら、その場所の設定もしたいというふうに考えております。

教育長 小峯委員お願いします。

小峯委員 ここは、意見が食い違う部分かもしれませんが、他の公共施設では木原多目的であるとか、ほかの例を挙げられましたけれど、そういう他の施設でもやはり管理者はいるわけですよね。その管理者のいる公共施設を使うために、子育て支援センターから移動しなければならないということが起こるわけですよね。どっちにしろそういう管理体制を持つのであれば、移動しなくてもファミリーサポートとかできるような施設として、活用していく方向もぜひ考えていただければというふうに希望します。

教育長 今のご意見についてございますか。方向性などありましたらお願いします。

子ども育成室長 今回地域交流館ということで、初めて商業施設にこういった施設ができますので、すべてが初めての形になるのかと思います。いろいろな形での使い方、あと利用者からのお声が上がってくるかと思うので、そういう時にどのような配慮ができるのか、また安全の確認ができるのかということは、今後とも検討していきたいと思っております。実施後の状況に即して考えていけたらと思っておりますので、その際はまたご協議のほどよろしく願いいたします。

教育長 そのほか、ご意見ご質問ございましたらお願いします。それでは質疑を終了したいと思います。それでは美浦村子育て支援センター管理及び運営に関する規則についてを原案通り、可決してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。議案第10号美浦村子育て支援センター管理及び運営に関する規則については、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第11号美浦村光と風の丘公園の臨時開園日の制定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 美浦村光と風の丘公園の臨時会の制定につきまして、ご説明申し上げます。美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第3項の規定に基づきまして、平成29年5月1日月曜日を臨時開園日としたいと考えております。理由はゴールデンウィーク中ということで、利用者の利便を図りたいと考えております。

教育長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問ご意見のある方お願いいたします。それでは美浦村光と風の丘公園の臨時開園日の制定についてを原案どおり可決してよろしいでしょうか。

教育委員 ( はい )

ありがとうございます。それでは、議案第11号美浦村光と風の丘公園の臨時開園日の制定については、原案どおり可決することに決しました。

以上で、人事案件以外の議案についての審議が終了しました。これから人事関係の議案になりますので大変恐縮でございますが傍聴の方です、申しわけないんですけどもご退席をお願いしたいと思います。

議案第1号	平成29年度美浦村学校評議員の委嘱について
議案第2号	平成29年度美浦村学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
議案第3号	美浦村社会教育指導員の委嘱について
議案第4号	美浦村文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第5号	美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について
追加議案第12号	美浦村適応指導教室指導員の委嘱について

は人事案件の為非公開

教育長 続きまして、報告第1号平成28年度一般会計3月補正予算についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長 はい、それでは別紙お配りしてあります平成28年度美浦村一般会計3月補正予算、教育予算、教育関係について、資料をもとに説明をさせていただきます。まず4ページをお願いいたします。下側7番、ファミリーサポート事業費の事業者事業協力者謝礼を減額しております。今年度の利用者見込みを算出し、30万4,000円を減額しております。次の児童手当経費の児童福祉扶助費として、2,824万円の減額をしてお

ります。対象児童の確定によりまして、児童手当 2,802 万の減額をしております。続きまして 5 ページをお願いいたします。1 番上ですね 2 番大谷保育所運営費では 219 万を減額しております。これは非常勤保育士の報酬の減額が主立ったものでありまして、要保育や時間外勤務の減によるものとなっております。一つ飛ばして木原保育所運営費でも同様な理由から、200 万円の減額をしております。続きまして 10 ページ 1 番下 11 学校給食運営事業費で 300 万と 5000 円増額をしております。こちらは給食の賄い材料費でございまして、昨年の夏以降に野菜を中心として価格が高騰してまいりました。10 月以降も値動きに注所しておりましたが、以前高値のまま推移をしてきておりました。その間学校では献立の組み立ても国の栄養基準を確保しながら、安心して食べられる様な食材を使用して、極力コストを抑える工夫を凝らしましたが、どうしても不足が生じてしまうということで、この金額を計上しております。

#### 生涯学習課長

続きまして生涯学習課関連の補正予算についてご報告申し上げます。広報紙と社会教育費の社会教育総務費では、木原地区多目的研修集会施設管理費で 68 万 1,000 円。安中地区多目的研修集会施設管理費で 33 万 5,000 円を減額しております。これは両施設ともトイレ改修工事に係る入札差金になっております。次に公民館費の中央公民館管理費では、405 万 5,000 円の減額をしております。こちらは事業費の中の燃料費や光熱費の電気使用料と 9 ページお願いします。そして上下水道の使用料に係る精査をいたしました減額となっております。また、修繕費は消防設備の保守点検において屋内消火栓用ホースの経年劣化が見られることから、消火栓ホースを交換するための費用 15 万 7,000 円の補正となっております。次の 18 番の備品購入費では、長尺印刷をするためのプロッター印刷機のための入札差金で 11 万 2,000 円を減額しております。

次に、文化財保護費では村内遺跡発掘調査事業費で 259 万 3,000 円の減額をしております。続きまして、図書費の図書運営費では 30 万円の減額をしております。また報酬、共済費、旅費は、年度末に図書職員に不足が生じたことから、非常勤職員の任用等のために報酬で 19 万 5,000 円、共済費の社会保険料で 2 万 5,000 円、旅費の費用弁償として 7,000 円の増額補正をしております。次 18 の備品購入費では図書室の上向き書架購入に係る入札差金として 52 万 7,000 円の減額となっております。次に保健体育費の保健体育事務費では、委託料でクラブハウ

